

東と弁往來

第60回 法テラス佐渡法律事務所



会員 神田 敬郎 (66期)

2013年12月 弁護士登録、当会入会（中嶋法律事務所）
2015年 1月 新潟県弁護士会に登録換え
2018年 1月 当会に登録換え、現在に至る

法テラス佐渡法律事務所
(新潟県佐渡市)

1. はじめに

私はロースクール在学中から司法過疎地での弁護士活動に興味があったことから、司法試験合格後、法テラスのスタッフ弁護士(新スキーム)となりました。

最初の赴任前の1年間は当会所属の中嶋郁夫会員の元で養成を受けました。中嶋法律事務所はいわゆるマチ弁であり、個人、法人の依頼者のさまざまな類型の事件を経験することができました。

法テラス採用時点から、赴任先希望地について「離島」と書き続けたかいたったのか、2015年1月に法テラス佐渡法律事務所へ赴任することになりました。

2. 佐渡市について

佐渡島にある新潟県佐渡市は、人口約5万5000人で、高齢化率が40%以上のいわゆる過疎・高齢化の進んだ土地です。

東京から佐渡島へのアクセスは、新幹線で新潟駅まで約2時間、新潟港から両津港までジェットfoilで約1時間5分、カーフェリーなら約2時間半です。離島といっても、ジェットfoilを利用すれば、朝に東京を出て昼には着くので、赴任前に思っていたより交通の便は悪くありませんでした。とはいえ、冬場は日本海が荒れるので、ジェットfoilはしばしば欠航し、荒れ方がひどいとカーフェリーすらも欠航になります。フェリーの欠航が数日続くと、スーパーやコンビニの棚から商品が消えることもあります。そういうときには、「離島にいるんだな」と実感します。

佐渡島は、本土（及び北方領土）を除けば、沖繩

本島に次いで2番目に大きい島で、スーパー、コンビニ、ホームセンター、レンタルビデオ店など生活に必要な店はだいたいそろっています。他方、野生のトキ、佐渡金山、たらい舟など観光資源が豊富で、赴任当初から休日ごとに観光スポットを巡っていました。

裁判所は新潟地方裁判所・家庭裁判所佐渡支部、佐渡簡易裁判所があり、裁判官が1名常駐しています。私が赴任した時点で、管内の弁護士は地元の弁護士2名と、法テラスとひまわり基金法律事務所が各1名の計4人でした。

3. 法テラス佐渡について

法テラス佐渡は常勤弁護士1名、事務職員2名の体制です。法テラスの事務所は佐渡市役所佐和田行政サービスセンターの2階にあります。同じ建物内に市役所支所、消費生活センター、社会福祉協議会などがあるので、関係機関と連携がしやすいロケーションでした。市民の方々にとっても足を運びやすいのか、途切れることなく法律相談の申し込みがあり、多い時には週20件以上の相談に対応することもありました。

4. 事件内容等

民事事件の中で割合的に多いのは①債務整理（任意整理、破産）②離婚③後見等でした。高齢者が多い土地柄か、受任に至らない相談の中には相続や遺言に関するものが多くありました。

管内の弁護士数が少ないこともあって、弁護士歴1年余の段階で破産管財人に選任されました。他の地

域では弁護士経験年数などの要件が課されていることが多く、私の経験年数で管財人になることはあまりないと思われるので、貴重な経験をすることができました。

刑事事件は、国選や当番を弁護士3名で担当していたことから、受任数は多く、3年間で20件以上を受任しました。留置場のある警察署が島内に1か所しかないため、担当する被疑者が一度に3、4人同じ場所に留置されていたことから、一晩に3、4人連続で接見したこともありました。

被疑者が車で島内を移動しながら目についた物を盗む、という類型の刑事事件が何件かあったことから、被害弁償・示談のために島内を何周もしました。

また、島内には刑事事件に対応できる通訳人がいないため、通訳が必要な事件の際には苦労しました。島外から船で来てもらうので何日も前から日程調整をしたのに、当日の天候により船が欠航になったこともありました。公判では、弁護人の接見や捜査機関の取り調べに立ち会った通訳人とは別の通訳人を手配するため、裁判所も通訳人の確保に苦労していました。

少年事件では、鑑別所が島内にないことで苦労が絶えませんでした。私自身、鑑別所での面会や新潟家裁本庁で行われる審判のために、週に何度も船で島と本土を往復しました。

民事刑事を問わず、人間関係が狭いことから利益相反的状况が頻繁に起きました。相談を受けている最中に相手方から相談予約の電話が入ったり、刑事事件の接見に行ったら被害者は別件の相談者だったり、示談金を用意してもらうために被疑者の親族に電



トキ



佐渡金山

話をかけたらつい最近別件の民事事件の依頼者だったり…と、都会ではめったに起こらないことがよく起こりました。

5. その他の活動等

佐渡市は高齢化の進行により、成年後見人の受け皿不足が深刻化していたことから、弁護士が成年後見人になるだけでなく、一般市民による市民後見人を養成し、後見活動を担ってもらっていました。

佐渡の制度では、市と社会福祉協議会による市民後見人養成講座を修了した市民後見人候補者が裁判所から打診を受けて単独で成年後見人になります。私は養成講座の講師や、市民後見人になった人の業務遂行上の悩みごと相談という形で市民後見人制度を支えてきました。

また、後見関係以外でも、島内福祉機関や行政機関と連携し、個別ケースの対応や普及啓発の講演などで協力してきました。島内の自治体は佐渡市のみで社会福祉協議会も一つしかないため、行政側も福祉側も常に同じメンバーが顔を合わせることから、連携は他の地域よりもスムーズで濃厚だったと思います。

6. おわりに

法テラスやひまわり基金法律事務所ができる前、佐渡島はいわゆるゼロワン地域で、弁護士がいても1人という時代が長く続いていました。そのため、都市部では当たり前に行われている司法サービスを、かつては受けることができなかった依頼者、相談者に「近くに弁護士がいてくれて助かりました」と言われるたびに、この島に来てよかったと思うことができました。

帰任後は東京で開業することになりましたが、佐渡で得た貴重な経験を今後の弁護士業務に生かしていきたいと思っています。



成年後見に関する講演